

独立行政法人に係る改革を推進するための農林水産省関係法律の整備に関する法律案要綱

第一 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構法の一部改正

一 研究機構の目的の改正

- (一) 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構（以下「研究機構」という。）は、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構法（以下「研究機構法」という。）第四条第二項に規定するもののほか、農業及び食品産業に関する技術（蚕糸に関する技術を含む。以下「農業等に関する技術」という。）上の試験及び研究等を行うことにより、農業等に関する技術の向上に寄与するとともに、生物系特定産業技術に関する基礎的な試験及び研究を行うことにより、生物系特定産業技術の高度化に資することを目的とすること。
- （研究機構法第四条第一項関係）

- (二) 研究機構の目的として、種苗法に基づき適正な農林水産植物の品種登録の実施を図るための栽培試験を行うとともに、優良な種苗の流通の確保を図るための農作物の種苗の検査並びにばれいしよ及びさとうきびの増殖に必要な種苗の生産及び配布を行うことを追加すること。

（研究機構法第四条第三項関係）

二 研究機構を代表する理事の設置及び副理事長の任期の改正

(一) 理事のうちから理事長が指名する者一人は、研究機構法第十四条第三項に規定する業務及び同条第

四項第一号に掲げる業務について、理事長の定めるところにより、研究機構を代表すること。

(研究機構法第十条第三項関係)

(二) 副理事長の任期は、理事長の任期と対応するものとし、任命の日から、当該対応する理事長の任期の末日までとすること。

(研究機構法第十一条第一項関係)

三 研究機構の業務の範囲の変更等

(一) 研究機構は、一の(一)の目的を達成するため、次に掲げる業務を行うものとする。

(研究機構法第十四条第一項第一号及び第四号関係)

イ 農業等に関する技術上の試験及び研究、調査、分析、鑑定並びに講習を行うこと (研究機構法第十四条第二項に規定する業務に該当するものを除く。)

ロ 原蚕種並びに桑の接穂及び苗木の生産及び配布を行うこと。

(二) 次に掲げる業務に関する規定を削り、これに伴い、区分経理その他所要の規定の整備を行うこと。

(改正前の研究機構法第十四条第一項第六号から第十号まで及び第十五条等関係)

イ 生物系特定産業技術に関する試験及び研究を政府等以外の者に委託して行い、その成果を普及すること。

ロ 政府等以外の者に対し、生物系特定産業技術に関する試験及び研究を国の試験研究機関又は試験及び研究に関する業務を行う独立行政法人と共同して行うことについてあつせんすること。

ハ 生物系特定産業技術に関する試験及び研究を行う政府等以外の者に対し、政府等から当該試験及び研究の素材として生物の個体又はその一部の配布を受けることについてあつせんすること。

ニ 生物系特定産業技術に関する情報を収集し、整理し、及び提供すること。

ホ 近代的な農業経営に関する学理及び技術の教授を行うこと。

(三) 研究機構は、一の(二)の目的を達成するため、次に掲げる業務を行うものとする。

(研究機構法第十四条第三項関係)

イ 種苗法第十五条第二項及び第四十七条第二項の規定による栽培試験を行うこと。

ロ 農作物(飼料作物を除く。)の種苗の検査を行うこと。

ハ ばれいしよ及びさとうきびの増殖に必要な種苗の生産及び配布を行うこと。

(四) 研究機構は、研究機構法第十四条第一項から第三項までに規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとし、また、これらの業務の遂行に支障のない範囲内で、林木の品種改良のための放射線の利用に関する試験及び研究を行うことができるものとする。

(研究機構法第十四条第四項及び第五項関係)

イ 種苗法第六十三条第一項の規定による集取

ロ 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律第三十二条第一項の規定による立入り、質問、検査及び収去

四 罰則の引上げ

秘密保持義務に係る罰金刑の上限を引き上げるものとする。 (研究機構法第二十三条関係)

第二 国立研究開発法人水産総合研究センター法の一部改正

一 法律の題名及び法人の名称の変更

法人の名称を国立研究開発法人水産総合研究センターから国立研究開発法人水産研究・教育機構(以

下「研究・教育機構」という。）に改称するとともに、法律の題名を国立研究開発法人水産研究・教育機構法（以下「研究・教育機構法」という。）に改めること。

（研究・教育機構法題名及び第二条関係）

二 研究・教育機構の目的の改正

研究・教育機構は、研究・教育機構法第三条第二項に規定するもののほか、水産に関する技術の向上に寄与するための試験及び研究等を行うとともに、さけ類及びます類のふ化及び放流を行うほか、水産業を担う人材の育成を図るための水産に関する学理及び技術の教授を行うことを目的とすること。

（研究・教育機構法第三条第一項関係）

三 理事数の変更及び研究・教育機構を代表する理事の設置

（一） 研究・教育機構に、役員として、理事六人以内を置くことができるものとする。

（研究・教育機構法第七条第二項関係）

（二） 理事のうちから理事長が指名する者一人は、研究・教育機構法第十二条第一項第一号の業務（同項第五号の業務に係る研究に限る。）及び同項第五号の業務並びにこれらに附帯する業務について、理

事長の定めるところにより、研究・教育機構を代表すること。

（研究・教育機構法第八条第二項関係）

四 研究・教育機構の業務の範囲の変更

研究・教育機構は、従来の業務に加え、水産に関する学理及び技術の教授を行うものとする。

（研究・教育機構法第十二条第一項第五号関係）

五 罰則の引上げ

秘密保持義務に係る罰金刑の上限を引き上げるものとする。 （研究・教育機構法第十八条関係）

第三 独立行政法人農業者年金基金法の一部改正

一 秘密保持義務

独立行政法人農業者年金基金の役員及び職員並びに同基金に置かれる審査会の委員に対し、その職務上の秘密に対する保持義務を課すこと。

（独立行政法人農業者年金基金法第七条の二及び第四十九条第五項関係）

二 罰則

一の秘密保持義務に違反して秘密を漏らし、又は盗用した者に対する罰則を設けること。

（独立行政法人農業者年金基金法第六十九条関係）

第四 独立行政法人農林漁業信用基金法の一部改正

一 秘密保持義務

独立行政法人農林漁業信用基金（以下「信用基金」という。）の役員及び職員並びに二の運営委員に
対し、その職務上の秘密に対する保持義務を課すこと。

（独立行政法人農林漁業信用基金法第十条の二及び第十一条の四第三項関係）

二 運営委員会

信用基金に、出資者及び学識経験者のうちから主務大臣が任命する運営委員をもって組織され、業務
運営に関する重要事項を審議する運営委員会を置くものとする。

（独立行政法人農林漁業信用基金法第十一条の二から第十一条の四まで関係）

三 検査権限の委任

主務大臣は、信用基金及び受託者に対する立入検査の権限の一部を内閣総理大臣に委任することがで

きるものとし、内閣総理大臣は委任された権限を金融庁長官に委任するものとする。

（独立行政法人農林漁業信用基金法第二十条の二関係）

四 罰則

一の秘密保持義務に違反して秘密を漏らし、又は盗用した者に対する罰則を設けること。

（独立行政法人農林漁業信用基金法第二十六条関係）

第五 附則

一 施行期日

この法律は、一部の規定を除き、平成二十八年四月一日から施行するものとする。

（附則第一条関係）

二 独立行政法人種苗管理センター等の解散等

独立行政法人種苗管理センター、国立研究開発法人農業生物資源研究所及び国立研究開発法人農業環境技術研究所は、この法律の施行の時に解散するものとし、国が承継する資産を除き、その一切の権利及び義務は、その時において研究機構が承継するものとする。

（附則第二条関係）

三 研究機構の役員に関する特例

研究機構に、役員として、研究機構法第九条第二項に定めるもののほか、当分の間、理事二人以内を置くことができるものとする事。

(附則第五条関係)

四 研究機構の業務の特例等

(一) 研究機構は、研究機構法第十四条に規定する業務のほか、政令で指定する日までの間において、この法律の施行の際現に行っている第一の三の(二)のイに掲げる業務を行うものとする事。

(附則第六条第一項関係)

(二) 研究機構は、(一)に掲げる業務に係る経理については、その他の経理と区分し、特別の勘定を設けて整理しなければならないものとする事。

(附則第六条第二項関係)

五 独立行政法人水産大学校の解散等

独立行政法人水産大学校は、この法律の施行の時に於いて解散するものとし、国が承継する資産を除き、その一切の権利及び義務は、その時において研究・教育機構が承継するものとする事。

(附則第九条関係)

六 独立行政法人種苗管理センター法等の廃止

次に掲げる法律は、廃止するものとする。

(附則第十四条関係)

- (一) 独立行政法人種苗管理センター法
- (二) 国立研究開発法人農業生物資源研究所法
- (三) 国立研究開発法人農業環境技術研究所法
- (四) 独立行政法人水産大学校法

七 その他所要の経過措置を整備するほか、関係法律について所要の改正を行うものとする。